

長崎県公安委員会規則第25号

安全運転管理者等の認定及び教習に関する規則を次のように定める。

平成14年10月4日

長崎県公安委員会委員長 堀 敏明

安全運転管理者等の認定及び教習に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認定及び教習の実施について必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、細則第23条に定める認定申請書を受理した場合は、必要な調査を行い、安全運転管理者等資格認定申請に関する副申書（別記様式）により、公安委員会に副申するものとする。

(安全運転管理者等資格認定の要件)

第3条 道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号及び第2項第2号の規定に定める「自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者」の認定基準は、次に掲げる者とし、当該認定に当たっては、その者の職務上の地位、管理業務に関する権限等から総合的に判断するものとする。

(1) 安全運転管理者の認定基準

- ア 自動車の運転の管理に関与した期間が、3年以上ある者
- イ 自動車教習所における指導員等、交通安全教育に従事していた期間が、3年以上ある者
- ウ 事業所等において相当の業務管理の経験を有し、かつ、過去3年以内に安全運転管理者等に関する講習又は研修を受けたことがある者
- エ その他安全運転管理者として適当であると認められる者

(2) 副安全運転管理者の認定基準

- ア 自動車の運転の管理に関与した期間が、2年以上ある者
- イ 自動車教習所における指導員等、交通安全教育に従事していた期間が、2年以上ある者
- ウ 自動車の運転免許を受けていた期間が、5年以上ある者

(教習の実施)

第4条 細則第25条に規定する自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）は、次条に規定する教習基準に基づき実施するものとし、具体的実施要領は、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

(教習基準)

第5条 安全運転管理者等に対する教習の内容及び時間の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 最近の交通情勢と安全運転管理者等の責任 1時間
- (2) 法令の知識 4～5時間

- | | |
|-----------------------|--------|
| (3) 安全運転管理についての心構えと方法 | 4～5 時間 |
| (4) 自動車についての知識 | 2～3 時間 |
| (5) 交通事故防止対策 | 1～2 時間 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（ 1 年 保 存 ）
FNo. - 22070200
第 号
平成 年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長
（ 公 印 省 略 ）

安全運転管理者等資格認定申請に関する副申書

安全運転管理者 資格認定申請書を受理したので、下記の意見を付し副申します。
副安全運転管理者

記

資 格 認 定 申 請 者	住 所			
	ふりがな		生 年 月 日	年 月 日生
	氏 名			
	勤 務 先		地 位	
	所 在 地			
	管 理 経 験 年 数	年 月		
認 定 に 対 する 意 見				